

福島県教育委員会教育長

家計急変世帯
への支援用※この様式は家計急変により収入が減少した場合など
に使用してください。

令和8年度 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金（家計急変世帯への支援）の給付を申請します。

（注）基準日は申請年度の7月1日、秋入学等の場合は入学日となります。

ただし、7月2日以降に家計急変した場合の基準日は、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日となります。※申請後、基準日まで在籍状況等について変更があった場合には、速やかに申し出てください。

ふりがな				申請日	令和	年	月	日
申請者（保護者等） の氏名	(生徒との続柄：)			自宅TEL	- -			
現住所・電話番号 (送付先) (連絡先)	〒 -			携帯番号	- -			
注：現住所は県教育委員会から決定通知書を郵送する際の宛先になりますので、正確に記入してください。 電話番号は記入もれや不足書類がある場合等の連絡先として必要ですので、必ず記入してください。 申請書類に記入もれ等がある場合、学校又は高校教育課（TEL 024-521-7775）より電話連絡させていただきますので、電話に出ていただくようお願いします。								
メールアドレス								
住民票住所 (現住所と異なる場合)	〒 -			特記 事項				
新入生に対する 前倒し給付申請の有無	☐ あり ☐ 新入生 ☐ 転入生 ☐ なし			注↑：①申請者が父母の場合で姓が生徒と異なる場合や②住民票住所と現住所の異なる場合の理由を記入してください。				

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

ふりがな				生徒の 生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年	月	日
生徒の氏名								
※県内校は 学校が記入	学校名	学校法人石川高等学校			設置区分	☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立		
	課程・学科	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科		学年	年	入学年月日	年 月 日	
	所在地 (県外の場合)	〒 -			学校設置者の名称 (私立の場合)	学校法人石川義塾		
過去の 高等学校等の 在学状況	学校名	立		学校名	立		左記在学中の給付金受給回数 ↓該当するものにチェック☑する。	
	・全日制 ・定時制 ・通信制	年 月 日	～ 年 月 日	・全日制 ・定時制 ・通信制	年 月 日	～ 年 月 日	なし 1 2 3 4 不明 回 回 回 回 回	

【2. 生活保護の受給状況】 基準日現在の世帯の状況について、下記内容を確認の上、必ず☐にし点を付けてください。

☐ 生活保護（生業扶助）を受給していません。

➡ 【3. 保護者等の所得状況】へ進んでください。

（裏面あり）

【3. 保護者等の家計急変の状況】 (1)の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 次の者の「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」及び(記入上の注意【3. 保護者等の所得状況】トに該当する場合)扶養親族申告書を提出します。

☐	(ア)親権者(両親)〔または生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」)(※)〕 2名分 (※)対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す ・親権者等の1人が控除対象配偶者であっても2名分必要 ・親権者等の1人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合、給付対象外
☐	(イ)親権者〔または主たる生計維持者(※)〕 1名分 (※)対象となる生徒が専攻科生徒や在学中に成人した場合で、その生徒が未成年の期間の親権者が現に生計を維持している者の場合を指す ☐ ひとり親家庭 ☐ それ以外(DV・養育放棄・失踪などの家庭の事情によりやむを得ず1名分を提出できない場合) (注)「それ以外」の場合は証明書等の提出が必要
☐	(ウ)未成年後見人()名分 〔親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数いる場合は全員分)〕 あわせて、未成年後見人であることを確認できる書類(未成年後見人選任審判書謄本の写し等)を提出します。
☐	(エ)主たる生計維持者 1名分 [(ア)～(ウ)以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合] あわせて、扶養関係が確認できる書類(扶養誓約書)を提出します。
☐	(オ)生徒本人 [(ア)～(エ)以外] あわせて、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類(扶養誓約書)を提出します。

【4. 確認事項】 下記の事項について確認の上、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

- 1 本申請書の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。
- 2 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。
- 3 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。
- 4 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設を除く))の支弁対象ではありません。
- 5 本申請書の提出にあたり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることに同意します。

申請者
(自署)

《 ☆ 学校確認欄 》

(申請者は記入しないでください)

学校収受印

(又は学校受付日: 令和 年 月 日)

- | | |
|--|--|
| ☐ 記入漏れはないか | |
| ☐ 必要な添付書類は付いているか | |
| ☐ 世帯収入が家計急変前より減少しているか | |
| ☐ 新入生に対する前倒し給付申請の有無を確認したか | |

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学給付金支給においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に管理します。